特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
古座川町は、国民年金関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
古座川町長

公表日
令和7年6月27日

[令和6年10月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、 国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構（年金事務所）への異動報告・所得情報提供などの進達事務
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム

2．特定個人情報ファイル名
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル

3．個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第９条第１項、別表　第46の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条の２

4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	［　　実施しない　　］	＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠		

5．評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長

6．他の評価実施機関

7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古座川町役場　総務課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の２　電話：0735－72－0180

8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の２　電話：0735－67－7900

9．規則第９条第２項の適用	［　　］適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人以上1万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[　　　　基礎項目評価書　　　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[○]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　　　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　]接続しない（入手）　　[　]接続しない（提供）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人手を介在させる作業時には、複数人での確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人手を介在させる作業時には、複数人での確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月5日	5. ①部署	住民福祉課	税務住民課	事前	
平成28年10月5日	5. ②所属長	住民福祉課長　仲本　耕士	税務住民課長	事前	
平成28年10月5日	7. 請求先	古座川町役場　住民福祉課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673－2　電話：0735－72	古座川町役場　総務課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－72－	事前	
平成28年10月5日	8. 連絡先	古座川町役場　住民福祉課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673－2　電話：0735－72	古座川町役場　税務住民課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－7	事前	
平成30年6月29日	5. ①部署	税務住民課	住民生活課	事前	
平成30年6月29日	5. ②所属長	税務住民課長	住民生活課長	事前	
平成30年6月29日	8. 連絡先	古座川町役場　税務住民課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－7	古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－7	事前	
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事前	
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事前	
令和3年6月18日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事前	
令和3年6月18日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事前	
令和4年6月8日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事前	
令和4年6月8日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事前	
令和5年6月7日	8. 連絡先	古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－7	古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－6	事後	重要な変更に該当しないため
令和5年6月7日	Ⅱしきい値判定項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	時点修正
令和5年6月8日	Ⅱしきい値判定項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	時点修正
令和6年5月24日	Ⅱしきい値判定項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	時点修正
令和6年5月24日	Ⅱしきい値判定項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	時点修正
令和7年6月2日	③システムの名称	国民年金システム　統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民年金システム　統合宛名システム	事後	
令和7年6月2日	法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31、95項	番号法第9条第1項、別表　第46の項 番号法別表の主務省令	事後	
令和7年6月2日	①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和7年6月2日	②法令上の根拠	なし		事後	
令和7年6月2日	8. 連絡先	古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－72－0180	古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－67－7900	事後	重要な変更に該当しないため
令和7年6月2日	Ⅱしきい値判定項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	時点修正
令和7年6月2日	Ⅱしきい値判定項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	時点修正
令和7年6月11日	人実的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年6月11日	判断の根拠		・人手を介在させる作業時には、複数人での確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。	事後	
令和7年6月11日	もっとも優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損への対策	事後	
令和7年6月11日	判断の根拠		・人手を介在させる作業時には、複数人での確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。	事後	